

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画 新旧対照表

変更後（平成 26 年 4 月 1 日より変更）			現行（平成 22 年 4 月 1 日制定。平成 25 年 4 月 1 日変更）																														
(略) 第 7 料金に関する規定 1 診療料等 病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。 (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定又は同法第 56 条第 1 項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合			(略) 第 7 料金に関する規定 1 診療料等 病院の診療料その他の諸料金（以下「診療料等」という。）の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの定める額とする。 (1) 診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定又は同法第 56 条第 1 項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価療養及び選定療養に係る保険外負担</td> <td>特別入院施設の提供</td> <td>1 日につき、バス・トイレ付き個室にあっては 3 万 7,400 円を、トイレ付き個室にあっては 1 万 4,200 円を、その他の個室にあっては 8,100 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1 件につき 4,320 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種 別		金 額	(略)	(略)	(略)	評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1 日につき、バス・トイレ付き個室にあっては 3 万 7,400 円を、トイレ付き個室にあっては 1 万 4,200 円を、その他の個室にあっては 8,100 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額	非紹介患者の初診	1 件につき 4,320 円を超えない範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価療養及び選定療養に係る保険外負担</td> <td>特別入院施設の提供</td> <td>1 日につき、特別個室にあっては 3 万 6,400 円を、個室にあっては 1 万 3,900 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>非紹介患者の初診</td> <td>1 件につき 4,200 円を超えない範囲内で理事長が定める額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種 別		金 額	(略)	(略)	(略)	評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1 日につき、特別個室にあっては 3 万 6,400 円を、個室にあっては 1 万 3,900 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額	非紹介患者の初診	1 件につき 4,200 円を超えない範囲内で理事長が定める額	(略)	(略)	(略)
種 別		金 額																															
(略)	(略)	(略)																															
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1 日につき、バス・トイレ付き個室にあっては 3 万 7,400 円を、トイレ付き個室にあっては 1 万 4,200 円を、その他の個室にあっては 8,100 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額																															
	非紹介患者の初診	1 件につき 4,320 円を超えない範囲内で理事長が定める額																															
(略)	(略)	(略)																															
種 別		金 額																															
(略)	(略)	(略)																															
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1 日につき、特別個室にあっては 3 万 6,400 円を、個室にあっては 1 万 3,900 円を、2 人室にあっては 4,900 円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額																															
	非紹介患者の初診	1 件につき 4,200 円を超えない範囲内で理事長が定める額																															
(略)	(略)	(略)																															
(略) (3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合			(略) (3) 診療報酬の算定方法に定めのない場合																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳房マッサージ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1 回につき 2,800 円(入院中の者以外の者にあっては 2,800 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種 別		金 額	(略)	(略)	(略)	乳房マッサージ	(略)	(略)	その他の場合	1 回につき 2,800 円(入院中の者以外の者にあっては 2,800 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳房マッサージ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1 回につき 2,730 円(入院中の者以外の者にあっては 2,730 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			種 別		金 額	(略)	(略)	(略)	乳房マッサージ	(略)	(略)	その他の場合	1 回につき 2,730 円(入院中の者以外の者にあっては 2,730 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)	(略)	(略)	(略)
種 別		金 額																															
(略)	(略)	(略)																															
乳房マッサージ	(略)	(略)																															
	その他の場合	1 回につき 2,800 円(入院中の者以外の者にあっては 2,800 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)																															
(略)	(略)	(略)																															
種 別		金 額																															
(略)	(略)	(略)																															
乳房マッサージ	(略)	(略)																															
	その他の場合	1 回につき 2,730 円(入院中の者以外の者にあっては 2,730 円に、診療報酬の算定方法により算定した初診料、再診料又は外来診療料の額について、消費税等の算定方法により算定して得た額を加算した額)																															
(略)	(略)	(略)																															
(略)			(略)																														

1 変更の理由・内容

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 69 号)の施行により、消費税率及び地方消費税率が 5.0%から 8.0%に改められることに伴い、所要の改正を行う。

2 変更期日

平成 26 年 4 月 1 日